

ふるさと納税で鯖江を元気に

☆「ふるさと納税」とは

応援したい、貢献したいと思う自治体に対して「寄附」をすると住民税や所得税が軽減される制度のことです。2,000円を超える金額を鯖江市に寄附した場合、個人住民税所得割額のおおむね2割を限度として、お住まいの地方自治体の翌年度の住民税が控除されます。その上、鯖江市に3万円以上寄附した人はポイントに応じてお礼品を選ぶことができます。

平成27年度は、市内外894人の皆さんから75,731,580円のふるさと納税がありました。この寄附金は、広く市政に活用させていただきます。

☆ふるさと納税のイメージ

Sさん



寄
附
者

①寄附の申し込み

②支払書類の送付

③支払い

④証明書・お礼品送付

⑤税務署に確定申告

⑥所得税の還付、住民税の控除

鯖
江
市

控除額のモデルケース

Sさんが鯖江市に52,000円寄附した場合

家族構成：配偶者と子ども2人

給与収入：500万円 所得税率：10%

個人住民税所得割額：20万円

A. 寄附額	52,000円
B. 税の軽減額	50,000円
内 訳	
所得税	5,105円
復興特別所得税	5,000円
個人住民税	39,895円
C. 自己負担額(A-B)	2,000円

鯖江市にお住まいの人も鯖江市にふるさと納税することができます

鯖江市民が鯖江市にふるさと納税をすることはできないと思われがちですが、市民でもふるさと納税をすることができます。Sさんが鯖江市在住で鯖江市に52,000円の寄附をした場合、寄附額から2,000円を引いた50,000円分は、鯖江市以外の自治体に寄附した場合と同様に住民税や所得税が軽減されます。

しかも、ふるさと納税は使い道を選ぶことができるので自分の税金が何に使われるのか分かりやすくなります。

☆寄附金の使い道をお選びいただけます

- ①めがねのまちを応援
- ③市民主役のまちを応援
- ⑥公園整備を応援

- ②学生が集まるまちを応援
- ④ITのまちを応援
- ⑦教育・文化・スポーツを応援
- ⑧その他

☆寄附額に応じてポイントを付与します

3万円以上寄附をすると【寄附金額(万円)×2】ポイントを付与します。ポイントの有効期限は寄附申込日の属する年度を含み3年間です。

☆お礼の品をお選びいただけます

有効期限内にポイントを使って市の特産品や工芸品など65品のお礼品からお好きな品を選ぶことができます。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

【問合先】地方創生戦略室 ☎53-2263

ふるさと納税で
さばえを元気に